

(別記団体) 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入のための
健診実施機関への財政支援について
(周知依頼)

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 12 月 2 日より従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、オンライン資格確認等システムを用いた、マイナ保険証（マイナナンバーカードの健康保険証利用をいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行したところです。

受診者が特定健診・特定保健指導を受ける際に、マイナ保険証で健診を受診する資格があるか確認を受けられる環境を整えるため、特定健診・特定保健指導の実施機関（以下「健診実施機関」という。）においてオンライン資格確認ができるよう、健診実施機関におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入支援として、令和 7 年度も財政支援を継続して行うことといたしました。補助対象は健診実施機関におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）に必要な機器の導入費用となります。補助金額等の詳細に関しては別添資料をご確認ください。

補助金の申請は「医療機関等向け総合ポータルサイト」または「施術所等向け総合ポータルサイト」から行っていただきます。詳細については、上記ポータルサイト等でお知らせする予定ですが、補助申請の際は領収書が必要となりますので、申請開始までは大切に保管ください。

なお、補助金の申請期限は令和 8 年 1 月 15 日です。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了知いただくとともに、貴会員に対し周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【医療機関等向け総合ポータルサイト】

保険医療機関（医科）の健診実施機関がオンライン資格確認の利用に係る申請等を行うことができるポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

【施術所等向け総合ポータルサイト】

保険医療機関（歯科）、薬局、保険医療機関以外の施設、保険者の健診実施機関がオンライン資格確認の利用に係る申請等を行うことができるポータルサイト

<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>

参考１：保険医療機関（医科）の健診実施機関におけるオンライン資格確認概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010400

参考２：保険医療機関（歯科）、薬局、保険医療機関以外の施設、保険者の健診実施機関におけるオンライン資格確認概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010175

以上

(別記)

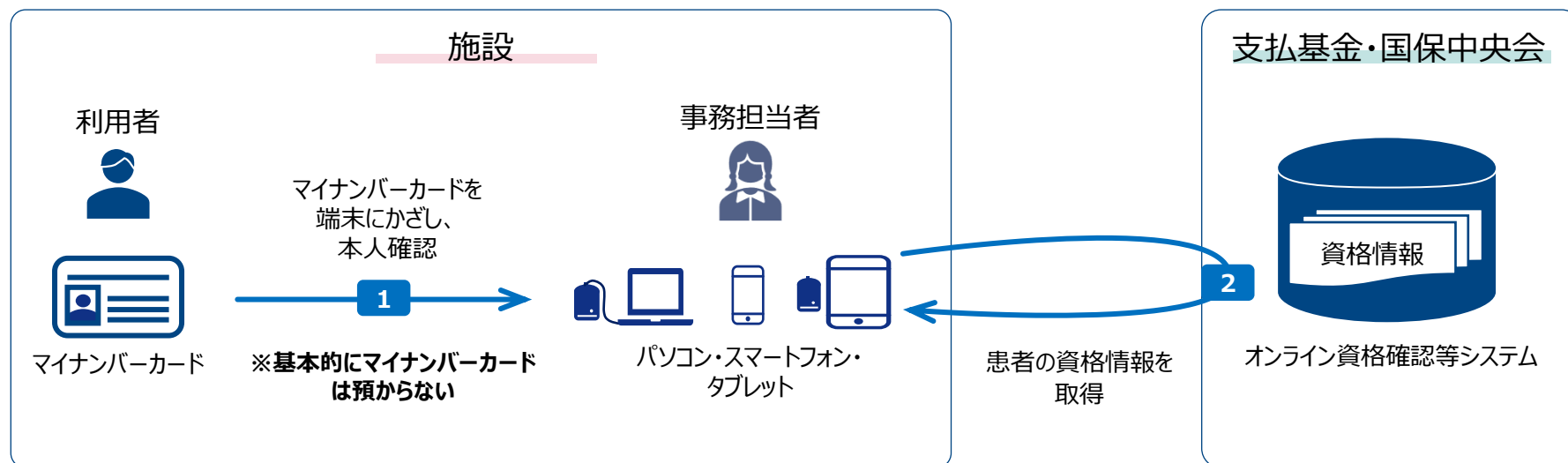
団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会

健診実施機関におけるオンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

別添

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）とは、マイナンバーカードを用いて利用者の資格情報のみを取得できる仕組みです（利用者の診療情報等は取得しません）。

実施機関が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前に利用申請したパソコンやスマートフォン、タブレットに登録（インストール）していただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、**マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能**となります。



オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み） に対する財政支援（地域診療情報連携推進費補助金）

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（パソコン等に接続する汎用カードリーダー、スマートフォン、タブレット）の導入を支援する。

2. 補助内容

- 補助額は最大3.1万円（事業費に対し3/4の補助）

3. 補助金の申請期限

- 令和8年1月15日まで

補助金の申請には、ポータルサイトにアカウント登録と申請が必要となります。

※ 対象の機種については、以下の「（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について」をご確認ください。
[（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）